

# 国際協力部のネパール法整備支援活動を振り返って

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

下 道 良 太<sup>1</sup>

## 第1 はじめに

このたび、国際協力部が創設20周年を迎え、ICD NEWS本号において、各支援対象国における活動を振り返ることになりました。ネパールについては、僭越ながら、ネパールの法整備支援に携わったのが国際協力部に在籍した2019年4月から2021年3月までの2年間である「若輩者」の当職が担当いたします。この2年の間、COVID-19の影響により、法整備支援活動の形式は大きく変わりましたが、ネパールも例外ではありません。当職が経験したこの「変容」も含めて、国際協力部が関与したネパールにおける12年余りの支援活動を振り返ることといたします。

## 第2 ネパールでの法整備支援の開始～基本法の起草支援

1 ネパール（ネパール連邦民主共和国）は、1996年から10年以上にわたって内戦状態にありましたが、2006年に包括的和平合意が成立し、2007年に制定された暫定憲法の下、2008年5月に発足した制憲議会において、王政が廃止され、連邦民主共和制への移行が宣言されました。その後、民主的な共和制国家の建設に向けて立法作業が進められましたが、その中でも、民事及び刑事の実体法及び手続法を包含する「ムルキ・アイン法典<sup>2</sup>」（Muluki Ain）を、民主主義、自由経済、科学技術の進展等の新たな変化に順応し、かつ、国際的な標準にも対応した個別の法律に解体して再構築することが、大きな課題となっていました。民法及び民事訴訟法の民事2法並びに刑法、量刑法及び刑事訴訟法の刑事3法が再構築されることになり、民事2法については民事法改革改善タスクフォース<sup>3</sup>が、刑事3法については刑事法改革改善タスクフォース<sup>4</sup>が、それぞれ起草を担当することになりました<sup>5</sup>。

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、ネパール司法省から要請を受けて、これらのうち民法の起草支援を開始しました。国別研修「民法及び関連法セミナー」（2009年4月～2012年3月）、国別研修「民法解説書」（同年4月～2013年3月）、国別研修「民法関連法」（同年4月～2014年3月）がそれぞれ実施され、本邦研修<sup>6</sup>や現地セミナーを開催して、新民法の草案起草支援や解説書の作成支援等を行いました。その中で中心的な役割を果たしたのが、2009年4月に民法学者等

<sup>1</sup> 2021年4月1日より東京地方裁判所判事補

<sup>2</sup> 旧法典は1850年代に制定され、1963年の大改正により新法典が制定されました。

<sup>3</sup> Civil Law Reform and Improvement Task Force

<sup>4</sup> Criminal Law Reform and Improvement Task Force

<sup>5</sup> 長尾貴子「新たな民法の制定に向けて～ネパール法整備支援の現場から(1)～」(ICD NEWS 68号 87頁以降)、森永太郎「最近のネパール刑事法の動向～「量刑法」を中心に～」(ICD NEWS 77号 192頁以降)

<sup>6</sup> 「本邦研修」は、相手国の実施機関職員等を日本に招いて行う研修のことです。

を委員として設置された国内支援委員会「民法改正支援アドバイザー・グループ<sup>7</sup>」(AG)です。AGの委員は、書面やテレビ会議システムでのやり取りによって、ネパール側が起草した草案や解説書に対してコメントや助言を行いました。また、2010年からは、法整備支援アドバイザーとして、弁護士が現地に派遣されました<sup>8</sup>。

国際協力部は、これらの活動の中で、本邦研修の企画、準備、実施に協力したり<sup>9</sup>、教官が委員としてAGの会合に参加して意見を述べるなどして、民法起草等の支援活動に携わりました。

2 民法以外の4法については、国連開発計画(UNDP)のRule of Law and Human Rightsプロジェクトが支援を行いました<sup>10</sup>が、JICAや国際協力部は、この時期、民法のみならず刑事法に関しても支援を行いました。

ネパール側から、主として日本の刑事司法制度の研究を内容とするJICAの技術協力案件への要請があり、2009年7月、国際協力部教官も調査団に参加した民主化支援プログラム協力準備調査<sup>10</sup>が行われ、ネパールでは刑事司法分野においても支援のニーズが高いことが明らかになりました。ここでは、刑事法の法案の完成時期が迫っていたことから、法案起草作業に対する支援を行うのではなく、新法施行のための法運用体制の強化等に関する支援を行うことが適当であるとの共通認識が得られましたが、ネパールの刑事司法の改善において日本の知識、経験が役立つかどうかは未知数でした<sup>11</sup>。そこで、日本の刑事訴訟制度に関するセミナーを実施し、ネパール側に日本の制度について理解してもらうと同時に、日本の制度や知識、経験の中で、ネパール側から見て同国の刑事司法の改善強化に役立つ部分があるか検討してもらうことを目的とする「刑事訴訟法比較セミナー」を、2009年10月及び2010年3月に、カトマンズで実施しました<sup>12</sup>。また、同年7月には、ネパール側が日本の刑事司法制度について詳細に学び、これを刑事3法の起草に役立てることを目的として、JICAの国別研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」の本邦研修が実施されました。これは、カルヤン・シュレスタ最高裁判所判事<sup>13</sup>をはじめとする刑事法改革改善タスクフォースの構成員を中心とする12名を日本に招いて行われたものであり、プログラムの多くの部分につき国連アジア極東犯罪防止研究所(UNAFEI)の協力を得て実施されました<sup>14</sup>。

<sup>7</sup> 設置当時の委員は、松尾弘慶慶義塾大学大学院法務研究科教授(委員長)、南方暁新潟大学教授、木原浩之亜細亜大学准教授、森永太郎国際協力部教官(肩書は当時のもの)

<sup>8</sup> 平井克宗弁護士(2010年7月～2013年9月)、社本洋典弁護士(2013年9月～2015年9月)、長尾貴子弁護士(2015年9月～2017年8月)、石崎明人弁護士(2017年8月～2019年8月)

<sup>9</sup> 2010年8月に実施された国別研修「民法及び関連法セミナー」の本邦研修について、ICD NEWS 45号147頁以降参照

<sup>10</sup> この調査の結果については、独立行政法人国際協力機構公共政策部「ネパール連邦民主共和国 民主化支援プログラム協力準備調査報告書」参照

<sup>11</sup> 森永太郎「ネパール刑事訴訟法比較セミナー」(ICD NEWS 42号56頁以降)

<sup>12</sup> ICD NEWS 42号56頁以降及び同43号139頁以降参照

<sup>13</sup> シュレスタ判事は、2015年から最高裁判所長官を務められました。2010年1月に開催された「第11回法整備支援連絡会」では、特別講演をしていただきました(ICD NEWS 43号17頁以降)。

<sup>14</sup> ICD NEWS 45号138頁以降参照

刑事分野における支援活動は、刑事3法の法案が制憲議会に提出された2011年以降も継続されました。いずれ施行される3法を適切に運用する体制を整備する必要があり、また、ネパールには、国民の司法に対する信頼を損なっている「不処罰」(impunity)の問題や訴訟遅延の問題があるところ、これらを解消するため、裁判官、検察官等の能力の向上と裁判所、検察庁の事件処理、事件管理の能力の強化を図る必要があったからです。2011年9月には、検事総長府<sup>15</sup>からの要請を受けて、ネパールの幹部検察官2名を日本に招いて、日本の捜査、訴追の実務を体感してもらうとともに、日本側としてもネパールの検察の抱える問題点等に関する情報を得ることを目的とする比較共同研究が実施されました<sup>16</sup>。同様の目的の共同研究は、2012年7月にも実施され、国家司法学院<sup>17</sup>のラガブ・ラル・バァイディヤ学院長及び検事総長府の検事2名の計3名を日本に招いて、日本の刑事司法の実務や法曹養成制度について学んでもらうとともに、日本側もネパールの刑事実務の現状及び法曹養成制度について情報を得ました。

この共同研究のフォーマットは、2013年以降はUNAFEIに移管され、「日本・ネパール司法制度比較共同研究」として、毎年検察官、裁判官、警察官等を日本に招いて実施されています。国際協力部は、UNAFEIへの移管後も、講義を担当するなどしてこの共同研究への協力を続けています<sup>18</sup>。

3 このようにして起草支援を行った民法等5法の法案は、2011年2月に制憲議会に提出されましたが、2012年5月に同議会が任期切れにより解散されたため、制定に向けたプロセスは一旦中断されました。その後、2013年11月の選挙を経て、第2回制憲議会が招集され、一部修正を加えられた5法の法案が2014年12月に同議会に提出されました。2015年の大地震<sup>19</sup>や政治的混乱による停滞はありましたが、2017年9月24日に法案が可決され、同年10月に大統領の承認を受けて、ようやく「新5法」が成立し、2018年8月17日に施行されました。成立した民法は、AGが作成を支援した草案から細部における変更はありますが、同草案をほぼ踏襲した内容であり、AGによる起草支援の結果が反映されたものといえます<sup>20</sup>。

<sup>15</sup> Office of the Attorney General

<sup>16</sup> ICD NEWS 49号125頁以降参照

<sup>17</sup> National Judicial Academy (NJA)。裁判官、検察官、弁護士等に対する研修を行っているほか、研究活動も行っており、近年は、後述するとおり国際協力部と共にワークショップ等を実施しています。

<sup>18</sup> 2013年の共同研究については、ICD NEWS 57号84頁以降参照。各回のテーマは、2013年8月が「起訴状の簡素化と科学捜査の活用」、2014年8月が「刑事手続の迅速化」、2016年3月が「より効果的な捜査手続及び公判手続」、2017年3月が「起訴状の記載及び証拠の分析・評価」であり、2018年以降は、後述のとおり2017年に制定された新しい刑事法における手続運用上の諸問題を扱っています。

<sup>19</sup> この地震により法整備支援活動も大きな影響を受けました。本稿では詳しく触れませんが、ICD NEWSでは、高橋邦夫「ネパール大地震から考えたこと」(64号1頁以降)、内山淳「ネパール連邦民主共和国における大地震—そのとき現地では—」(同号182頁以降)、富田さとし「報道等に見るゴルカ地震からの復興状況について(ネパール)」(72号97頁以降)で詳細に説明されています。

<sup>20</sup> 以上の民法をはじめとする新5法の制定経過については、南方暁・木原浩之・松尾弘「ネパールにおける現行民事法の現状と今後の立法動向」(法務省法務総合研究所国際協力部調査委託)[<http://www.moj.go.jp/content/000111943.pdf>]、石崎明人「ネパール新民法、遂に成立！」(ICD NEWS 73号80頁以降)、同「ネパール新民法の概要」(同77号156頁以降)、前掲5長尾「新たな民法の制定に向けて～ネパール法整備支援の現場から(1)～」などを参照しました。

### 第3 JICAプロジェクトの開始～裁判所の事件管理及び調停への支援

1 JICAは、前記のとおり民法起草支援を中心とする活動を行っていましたが、これ以外にも、ネパールにおいて、日本の支援が必要であり、かつ、効果的な支援を行うことができる分野の調査を進めており、その結果、裁判所の事件管理<sup>21</sup>及び司法調停が支援の対象として浮かび上がりました。

2012年6月に実施された調査によれば、ネパールの裁判所では、1年間当たりに受理した事件に対するその年の終局事件の割合は40%強にとどまり、結審に3年以上を要する事件の割合が全体の40%に上っていて、訴訟遅延が深刻な問題となっていました。この問題に対し、ネパール最高裁判所は、カレンダーシステムの導入、ガイドラインの作成等の事件管理改革や、全ての裁判所への調停センターの設置等の司法調停制度の改善など、積極的な取組みを行っていました。他方、日本においては、民事訴訟では弁論準備手続をはじめとする争点整理手続の導入や計画審理の取組みがされており、刑事訴訟でも、公判前整理手続が導入されたところであって、これらの経験はネパールの事件管理制度の改革に生かすことができると考えられました。また、司法調停についても、日本では長年にわたる裁判所における調停の歴史があり、各地の裁判所で調停委員に対する研修について様々な工夫がされていました。以上を踏まえ、ネパールの裁判所が抱える問題に対する効果的な支援が考えられる分野として、事件管理（民事・刑事）及び司法調停が選定されました。

まず、2012年4月から2013年3月にかけて、国別研修「ケースマネジメントセミナー」が実施され、国際協力部は、2012年9月の本邦研修に協力しました。そして、2013年3月、国際協力部教官も調査団員として参加した詳細計画策定調査が実施され、最高裁判所をはじめとする関係機関との協議により、プロジェクトの概要がまとまりました<sup>22</sup>。

以上の経緯を経て、2013年9月、JICAの「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」が開始されました。同プロジェクトは、ネパール最高裁判所を実施機関とし、事件管理制度の改善や司法調停による紛争解決の促進を通じて、裁判所の効率的な紛争解決機能の向上を図り、それによって迅速かつ公平な紛争解決の実現に寄与することを目標とするものです。ネパール側には、民事事件管理、刑事事件管理及び司法調停の三つのテーマについてワーキング・グループが設置されました。他方、日本からは、長期専門家として弁護士及び業務調整員が現地に派遣され<sup>23</sup>、また、いずれも元裁判官である吉野孝義大阪大学大学院教授及び稲葉一人中京

<sup>21</sup> ここで言う「事件管理」は、事件記録の受理及び管理等のみならず、裁判官による訴訟指揮等広く訴訟運営の在り方全般を指すものです。

<sup>22</sup> 以上のJICAプロジェクト開始に至る経緯については、三浦康子「ネパール裁判所プロジェクト（事件管理及び司法調停）のご紹介～同プロジェクト詳細計画策定調査の出張報告を兼ねて」（ICD NEWS 57号50頁以降）を参照しました。

<sup>23</sup> 石田真人弁護士（2013年9月～2015年9月）、社本洋典弁護士（2013年9月～2015年9月）、富田さとこ弁護士（2015年9月～2018年2月）、長尾貴子弁護士（2015年9月～2017年8月）、石井克美業務調整員（2013年9月～2015年9月）、吉川泰紀業務調整員（2015年9月～2017年3月）、富田倫史業務調整員（2017年4月～2018年3月）（前掲8の法整備支援アドバイザーと重複あり）

大学法科大学院教授がアドバイザー・グループ委員を務められ、事件管理及び調停についての活動をサポートされました。このような体制の下、ネパール国内での研修、本邦研修、事件管理及び調停に関するテキスト、マニュアル等の作成、調停センターの建設、広報・普及などの活動が行われました。

2 このプロジェクトに関して、国際協力部は、主に本邦研修の企画、準備、実施を担うという形で協力を行いました。合計6回実施された本邦研修の概要は、以下のとおりです<sup>24</sup>。

(1) 第1回本邦研修

日程：2013年12月10日～20日（移動日を除く。以下同じ。）

ネパール側参加者：最高裁判所判事，高等裁判所<sup>25</sup>判事，地方裁判所判事，検事  
総長府検事，弁護士（ネパール弁護士会長等）など20名

内容：民事裁判の迅速化，調停人に対するトレーニング等についての講義，最高裁判所，東京高等裁判所，東京地方裁判所等への訪問，ネパール側参加者の発表など

(2) 第2回本邦研修

日程：2014年9月16日～26日

ネパール側参加者：最高裁判所判事，高等裁判所判事，地方裁判所判事，弁護士  
など10名

内容：日本の調停の制度・実務，調停人の研修等についての講義，模擬調停，大阪家庭裁判所，大阪簡易裁判所等への訪問など

(3) 第3回本邦研修

日程：2014年12月2日～12日

ネパール側参加者：最高裁判所判事，高等裁判所判事，地方裁判所判事，高等検  
察庁検事，弁護士など14名

内容：民事事件管理，刑事事件管理等についての講義，刑事模擬尋問，東京地方  
裁判所，東京地方検察庁等への訪問，ネパール側参加者の発表など

(4) 第4回本邦研修

日程：2015年11月30日～12月11日

ネパール側参加者：最高裁判所判事，高等裁判所判事，地方裁判所判事，弁護士  
など20名

内容：日本の民事訴訟手続，調停手続等についての講義，大阪地方裁判所，民間  
総合調停センター，法テラス大阪等への訪問，ネパール側参加者の発表，  
アドバイザー・グループ委員との検討会など

<sup>24</sup> 各本邦研修の詳細については、ICD NEWS 58号154頁以降（第1回）、61号172頁以降（第2回）、62号80頁以降（第3回）、66号55頁以降（第4回）、69号159頁以降（第5回）及び70号151頁以降（第6回）で紹介されています。

<sup>25</sup> 本稿では、“Appellate Court”を「高等裁判所」と表記しました。

(5) 第5回本邦研修

日程：2016年7月19日～29日

ネパール側参加者：最高裁判所判事，高等裁判所判事，地方裁判所判事など15名

内容：民事事件管理，刑事事件管理，民事調停等についての講義，最高裁判所，大阪地方裁判所，日本弁護士連合会，大阪大学等への訪問，ネパール側参加者の発表など

(6) 第6回本邦研修

日程：2016年11月28日～12月9日

ネパール側参加者：最高裁判所判事，高等裁判所判事，地方裁判所判事，地方検察庁検事，弁護士など13名

内容：日本の調停制度，民事事件管理，刑事事件管理，検察庁の検務事務等についての講義，最高裁判所，大阪地方裁判所，日本弁護士連合会等への訪問，ネパール側参加者の発表など

3 このプロジェクトは，当初は2017年3月までの予定でしたが，2回にわたって延長され，2018年3月に終了しました。同年2月にカトマンズで実施された「ラップアップ・セミナー」では，プロジェクトの振返りが行われ，その成果が確認されました。プロジェクトの成果物としては，事件管理に関しては，事件管理ガイドライン，同ガイドラインのトレーニングマニュアルなど，調停に関しては，調停 Basic Concept Note，研修講師用教材，基礎研修副読本などがあり，その他，モデル地方裁判所にプレハブの調停センターを建設するなど物的支援も行われました。

#### 第4 新5法成立～運用・普及支援へ

1 前記で説明したとおり，ムルキ・アインから独立した「新5法」（民法，民事訴訟法，刑法，量刑法及び刑事訴訟法）は，2017年10月に成立し，2018年8月に施行されました<sup>26</sup>。新しい法律に関する支援は，その成立・施行により終了するのではなく，運用を担う人材の育成や関連する法令，制度の構築，法曹や一般市民への普及などを手助けするという形で，むしろ施行後に本格化すると言っても過言ではないと思います。

国際協力部は，新5法の施行直前の2018年5月及び8月に，ネパール最高裁判所の要請を受けて，最高裁判所及び国家司法学院との共催により，刑事法関係の現地ワークショップを実施しました。施行後1年を経ても，新5法の運用・普及支援に対するネパール側の要望は根強く，国際協力部は，2019年8月には，最高裁判所との共催により，民法や刑事法に関する現地ワークショップを行うとともに，最高裁判所法曹協会<sup>27</sup>がJICAと共に開催するワークショップにも参加し，同年12月にも，

<sup>26</sup> 新民法の概要については，前掲20石崎「ネパール新民法の概要」参照

<sup>27</sup> Supreme Court Bar Association。最高裁判所に対応する弁護士の単位会

民法をテーマとする現地ワークショップを実施しました。これらのワークショップでは、民法については、旧法時代にはなかった契約類型や物権の種類、新しく導入された不法行為法<sup>28</sup>や国際私法を取り上げ、刑事法についても、保護観察・仮釈放、公判前整理手続といった新法で新たに導入された制度<sup>29</sup>に関連するテーマを中心に扱って、ネパールの実務家が新法に対する理解を深めるのを手助けすることを目指しました。また、「法律のプロ」だけを相手とするのではなく、2019年12月のネパール出張時には、National Law Collegeにおいて、不法行為の事件を題材とした模擬裁判を実施し、同大学の学生らに、不法行為の事例や民事訴訟手続を体感してもらう試みも行いました<sup>30</sup>。

各ワークショップの概要は、以下のとおりです。

- (1) 2018年5月のワークショップ  
共 催：最高裁判所，国家司法学院，国際協力部  
ネパール側参加機関：各裁判所，検事総長府，警察，刑務所，司法省，内務省等  
テーマ：量刑，社会内処遇
- (2) 2018年8月のワークショップ<sup>31</sup>  
共 催：最高裁判所，国家司法学院，国際協力部  
ネパール側参加機関：各裁判所，検事総長府，警察等  
テーマ：令状，公判前整理手続
- (3) 2019年8月のワークショップ<sup>32</sup>
  - ア 共 催：最高裁判所法曹協会，JICA  
ネパール側参加機関：各裁判所，各弁護士会，司法省，大学等  
テーマ：契約法，不法行為法，国際私法
  - イ 共 催：最高裁判所，国際協力部  
ネパール側参加機関：各裁判所  
テーマ：契約法，不法行為法，公判前整理手続
- (4) 2019年12月のワークショップ<sup>33</sup>  
共 催：最高裁判所，国家司法学院，国際協力部  
ネパール側参加機関：各裁判所  
テーマ：財産法，不法行為法，国際私法

2 JICAは、新5法が成立した後も、個別専門家案件により新民法の普及を支援する活動を続けています。新民法の成立前から現地で活動を行っていた石崎明人専門家（2017年8月～2019年8月派遣）や民法の起草を支援したAG委員の松尾教

<sup>28</sup> 新しく導入された不法行為法については、AG委員である木原浩之教授が、「ネパール不法行為法の誕生」（ICD NEWS 86号54頁以降）にて解説されています。

<sup>29</sup> 新しい量刑法については、前掲5森永「最近のネパール刑事法の動向～「量刑法」を中心に～」参照

<sup>30</sup> ICD NEWS 82号96頁以降参照

<sup>31</sup> ICD NEWS 76号168頁以降参照

<sup>32</sup> ICD NEWS 81号110頁以降参照

<sup>33</sup> ICD NEWS 82号96頁以降参照

授、南方教授及び木原教授を中心に、現地セミナー、民法の内容を一般市民に分かりやすく解説するリーフレットの作成、民法の概説書の作成などを行い、国際協力部もこれらの活動に協力しています。石崎専門家が2019年8月に帰国した後、COVID-19の感染拡大等により現地に専門家を派遣できない状況が続いていましたが、2021年3月に後任の磯井美葉弁護士<sup>34</sup>が派遣され、今後民法普及のための活動が加速していくものと思われます。

3 UNAFEIに移管された前記の刑事制度比較の共同研究は、新5法成立後も毎年実施されています。新5法成立後は、新法における手続運用上の諸問題をテーマとし、起訴猶予、公判前整理手続、量刑、保護観察・仮釈放等を取り上げ、検事総長府、最高裁判所、国家司法学院及び警察から参加者を日本に招いて、講義、発表、見学等から成るプログラムを行っています。国際協力部のネパール担当教官も、UNAFEIの調査・準備のための現地出張に参加したり、講義を担当するなどして、この共同研究に協力しています。

## 第5 「ウィズ・コロナ」の時代～オンラインの活用

1 2020年は、まさに「コロナ」一色の年となり、国際協力部のネパール支援活動も多大な影響を受けました。ネパールへ渡航することができなくなり、現地で行っていたワークショップ等の活動を実施することが不可能になりました。しかしながら、このパンデミックが収束するまで活動を中断すると、これまで継続的に行っていた活動の成果が定着する機会を逃してしまうことになりかねません。そこで、ネパール最高裁判所や国家司法学院の担当者と協議し、これまで現地で行っていたものと同様のテーマのセミナーをオンラインで実施することになりました。心配していたネパール側の通信の問題は、セミナーの運営に支障が生ずるほどのものではなく、オンラインツールの習熟についても、ネパール側は頻繁にオンラインで会議、研修等を行っているとこのことで、全く問題がなく、オンラインでも臆することなく活発な議論が行われました。チャット機能を用いて質問を受け付けたり、ブレイクアウトルーム機能を用いて少人数のグループでのディスカッションを行ったりするなど、オンラインツールの機能を活用してより効果的なセミナーを行うことができるよう試行錯誤をしているところです。

この「オンラインセミナー」は、本稿執筆時点で、2020年12月及び2021年3月の2回行われており、2021年度も継続して実施される予定です。既に実施されたセミナーの概要は、次のとおりです。

(1) 第1回オンラインセミナー<sup>35</sup>

実施日：2020年12月2日

共 催：最高裁判所、国家司法学院、国際協力部

<sup>34</sup> モンゴルやカンボジアの長期専門家を経験され、2020年3月までJICA国際協力専門員

<sup>35</sup> ICD NEWS 86号151頁以降参照

ネパール側参加機関：各裁判所

テーマ：不法行為法，国際私法，公判前整理手続

(2) 第2回オンラインセミナー

実施日：2021年3月16日

共催：最高裁判所，国家司法学院，国際協力部

ネパール側参加機関：各裁判所

テーマ：不法行為法，国際私法，過失の判断手法（刑事）

2 前記1のセミナー以外の活動も，オンラインを活用して継続しています。JICAの民法普及支援活動は，リーフレットの作成に協力していただいているネパールの学生とのミーティングやAGの会合をオンラインで行い，また，UNA FE Iの刑事制度比較の共同研究は，2021年2月にオンラインで実施されました<sup>36</sup>。

3 本稿執筆時点で，COVID-19はいまだ収束に向かっているとは言い難い状況です。従前のようにネパールと日本を行き来して活動できるようになるのがいつになるか全く見通しは立っておらず，当分の間は，オンラインでの活動を続ける以外の選択肢はありません。また，物理的な移動にかかる時間と費用を節約できる，ネパール各地から参加できる上参加者の数に事実上制限がないなどといったオンラインのメリットを考えれば，COVID-19が収束したからといって，オンラインの活動を全て止めてしまうことは合理的ではないでしょう。したがって，「アフター・コロナ」においてもオンラインでの活動が一定程度は継続されることを想定して，オンラインセミナー等の経験値を蓄積していくことが重要であると思います。

## 第6 おわりに

以上，駆け足ではありますが，国際協力部のネパール支援活動を振り返りました。こうして振り返ってみると，ネパール支援活動の歴史は，法案の起草から成立・施行後の運用・普及支援に至るまで，新5法をめぐる歴史と密接に連動していることが分かります。新5法は，2018年8月の施行からわずか2年半余りを経過したばかりであり，今まさに，ネパールの法曹の方々の実務の積み重ねによって発展していこうとしているところですが，この発展の過程において，今後も国際協力部が何らかの手助けをしていくことができれば，幸いに思います。

12年以上にわたるネパール支援活動のうち，当職が関わったのは直近の2年間だけですが，過去の活動の足跡をたどると，その土台となっているのは，日本の知見，経験から学びたいというネパール側の強い意欲と，それに何とか応えようとする日本側の真剣な姿勢であると感じました。言うまでもなく，ネパールに対する支援活動は，国際協力部が単独で行っているものではなく，JICAの各案件で現地に派遣された専門家の方々，AG委員の先生方，本部及び現地事務所のJICA職員の方々，その

<sup>36</sup> 2021年は，起訴猶予，量刑及び保護観察・仮釈放を取り上げました。

他多くの関係者の熱意と努力の上に成り立っているものです。国際協力部は、このような支援体制の一員として、今後も、ネパールの人たちとの間で良好な関係を築きながら、その熱意に対し真摯に取り組んで、ネパールの新しい時代の法制度を築き上げるために貢献していきたいと考えています。